

24環共第374号

平成24年5月28日

建築指導課長 様

水・大気環境課長

建設リサイクル法第10条に基づく届出書に関する情報の
提供について（依頼）

このことについて、平成22年7月6日付け22建第864号の建築指導課長通知により、建設リサイクル法第10条第1項に基づく届出においてアスベスト使用が確認される建築物等の情報を各建設事務所より各地方振興局県民環境部へ提供いただいているところですが、東日本大震災の影響により多くの建築物が損壊し、大気汚染防止法第18条の15に基づく特定粉じん排出等作業の実施届出が適正に行われずに建築物が解体されることが懸念されるため、今年度も昨年度に引き続き、構造・築年数よりアスベストが使用されている可能性がある建築物等の解体現場周辺におけるアスベスト濃度調査を実施することとしております。

つきましては、各地方振興局県民環境部に対し、建設リサイクル法に基づく届出書に関する情報提供等に御協力をお願いします。

（事務担当 水・大気環境課 岡田 内線：2815）